

[事案 22-111] 契約転換無効・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 4 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

契約転換の際に十分に説明を受けなかったことや、転換当時うつ病に罹患していて意思無能力であったとして、契約転換の取消し、転換後契約の既払込保険料の返還を求め、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 14 年 5 月、それまで加入していた定期付終身保険を契約転換し医療終身保険に加入した。今般、転換後契約の生活保障特約の解約を申し出たところ、最低保険金額があり、解約は出来ず減額しか出来ないとされた。また、今回保険会社から貰った資料を見て転換の内容を知り、思っていた契約内容と異なっていた。

下記理由により、契約転換を取消し、契約転換後の保険の既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約転換申込み時にうつ病に罹患していた（意思無能力であった）から、転換契約は無効または取り消されるべきである。
- (2) 募集人が転換による契約内容の変更につき説明せず、保険会社が独自の限度額を定め、自由に生活保障特約の解約・減額できないようにしていることは詐欺である。

<保険会社の主張>

以下のとおり、契約転換は有効である以上、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約転換当時、申立人が意思無能力であったことを窺わせる事情は存在しないし、うつ病の旨の診断書も信用性に欠ける。
- (2) 本件契約転換は、申立人の勤務中に勤務先で行われた手続きであり、意思無能力状態であったはずがない。
- (3) 契約転換を取り扱った職員は、申立人に対し契約転換制度につき十分に説明している。また、契約転換については、ご契約のしおりや提案書にも説明が記載されているし、申立人は、当該契約転換の際の申込書の「契約転換に関する確認印」欄に押印している。
- (4) 契約転換以後 8 年もの間、申立人からは一切苦情の申し出がなかった。
- (5) 解約制限規定はその趣旨から何ら不当ではなく、当然の規定である。

<裁定の概要>

申立人の主張の法的根拠は不明瞭だが、法的には、上記 (1) の主張は、契約転換申込み当時、意思能力（正常な判断能力）を喪失していたので転換は無効であるとの主張と解し（意思能力がない状態でなされた法律行為は無効である）、上記 (2) の主張は、詐欺による取消し（民法 96 条 1 項）の主張と解し、申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり、いずれの主張についても認めることができず、申立内容は認めることはできないため、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 意思能力の欠如による無効について

下記理由により、意思能力の欠如による無効についての主張を認めることはできない。

- ① 「うつ病」であったとしても、それが直ちに「意思能力」（正常な判断能力）の喪失につながるものではない。
- ② 申立人が提出した診断書は、「現在うつ状態悪化が見られ再発したものと診断する。」と記載されているだけであり、「意思能力」を喪失していたことを証明するものではなく、その他に、「意思能力」の喪失を疑わせるような事情は窺われない。
- ③ 契約転換申込みは申立人の職場においてなされているが、これは意思能力が存在していたことを強く推認させる事実である。

(2) 詐欺による取消しについて

下記のとおり検討したところ、申立人の詐欺による取消しの主張も認めることはできない。

1) 転換による契約内容の変更についての募集人の説明について

下記の事実は、転換による契約内容の変更につき、募集人が説明したことを強く推認させるものである。

- ① 申立人から、平成 14 年 3 月を作成日とする転換後契約（申立契約）の「提案書」が提出されていることから、当時、同提案書が募集人から申立人に交付されたことは明らかであり、それを見れば、転換後契約（申立契約）の内容は分かる。
- ② また、「生命保険契約申込書」には、「特に重要なお知らせ」「ご契約のしおり一約款」の受領印が押捺されており、「契約転換の申込みにあたり、『特に重要なお知らせ』を受領し、契約内容の変更及び留意点について確認しました」という欄に押捺されている。
- ③ 申立人は、保険証券等の書類によっても、転換後契約（申立契約）の内容を知ることができたにもかかわらず、平成 22 年に至るまでの 8 年間、苦情の申出をしてこなかった。
- ④ 平成 20 年 4 月には減額・特約解約請求をしており、また、平成 17 年 6 月から平成 19 年 1 月までの間に、転換後契約（申立契約）に基づき各種給付金の支払いを受けている。

2) （転換後契約の）生活保障特約の解約・減額の制限について

生活保障特約の解約・減額の制限の存在は、約款に明記されており、生命保険契約はいわゆる附合契約【注】であるから、具体的に契約者（申立人）においてその内容を認識していなくても、契約は約款の内容に従って成立する（判例・通説）。

なお、生命保険会社が約款の制定や変更をする際には金融庁による「認可」が必要であり、本件約款も金融庁により認可されたものである。

【注】附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項（普通契約約款）を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のこと。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されている。